

○水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例

平成25年 3月27日

水戸市条例第10号

改正 平成27年 3月24日条例第24号

平成28年 3月29日条例第22号

平成28年 6月30日条例第38号

平成30年 3月27日条例第17号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 介護予防認知症対応型通所介護

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（第6条—第8条）

第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（第9条—第11条の2）

第3節 運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第12条—第44条）

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針（第45条）

第2節 人員に関する基準（第46条—第48条）

第3節 設備等に関する基準（第49条・第50条）

第4節 運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第50条の2—第72条）

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針（第73条）

第2節 人員に関する基準（第74条—第76条）

第3節 設備に関する基準（第77条）

第4節 運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第78条—第93条）

第5章 雑則（第94条・第95条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第2項第1号の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定における申請者の資格に係る基準並びに法第115条の14第1項及び第2項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用料 法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (2) 地域密着型介護予防サービス費用基準額 法第54条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。
- (3) 法定代理受領サービス 法第54条の2第6項の規定により地域密着型介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該地域密着型介護予防サービス費に係る指定地域密着型介護予防サービスをいう。
- (4) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法の例による。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

第3条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、介護保険施設、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者（介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスその他の地域における取組を行う者等との連携に努めなければならない。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の適格要件)

第4条 法第115条の12第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人であり、かつ、その代表者及び役員が、水戸市暴力団排除条例（平成24年水戸市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないものとする。

## 第2章 介護予防認知症対応型通所介護

### 第1節 基本方針

第5条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでな

ればならない。

## 第2節 人員及び設備に関する基準

### 第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

第6条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム，病院，診療所，介護老人保健施設，介護医療院，社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の職種は，次の各号に掲げるものとし，その職種ごとの員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活相談員 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の提供日ごとに，当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数
  - (2) 看護師若しくは准看護師又は介護職員（以下この章において「看護師等」という。） 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに，専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる看護師等が1以上及び当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護師等（専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数
  - (3) 機能訓練指導員 1以上
- 2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに，看護師等を，常時1人以上当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護に従事させなければならない。
- 3 第1項第2号の規定にかかわらず，看護師等は，利用者の処遇に支障がない場合は，他の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位の看護師等として従事することができる。

- 4 前3項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者（水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例（平成25年水戸市条例第9号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第62条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この項において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第8条第2項第1号において同じ。）は、12人以下とする。
- 5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の業務に従事することができる。
- 6 第1項第1号の生活相談員又は看護師等のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（平30条例17・一部改正）

（管理者）

第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事することができる。

- 2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者で規則で定める研修を修了しているものでなければならない。

（従業者及び管理者の雇用契約等の内容の確認）

第7条の2 第6条第1項の従業者及び前条の管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者との雇用契約等の内容を書面で確認できる者でなければならない。

(平27条例24・追加)

(設備)

第8条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室及び便所を有するほか、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備並びに単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の食堂、機能訓練室、相談室、事務室及び便所に係る設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積（調理台、洗面器等が設置されている場合は、当該設置部分の面積を除く。）は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(3) 事務室 利用者に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行う場所（以下この条において「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護提供場所」という。）と明確に区画されていること。

(4) 便所 要支援者の使用に適したものとすること。

3 前項第1号の規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

4 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

5 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護提供場所について、利用者の円滑な移動に配慮しなければならない。

6 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護提供場所を2以上の階に分けて設ける場合は、1基以上エレベーターを設けなければならない。ただし、傾斜路の設置等により市長が利用者の移動に支障がないと認めるときは、この限りでない。

7 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項から第4項までに規定する

設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 8 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第4項ただし書の規定に基づき第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合は、規則で定める事項をその開始前に市長に届け出なければならない。

(平27条例24・一部改正)

#### 第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第74条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第46条第6項において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第149条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第46条第6項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第65条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第1項において同じ。)の数を合計した数について、第74条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第150条に規定する人員に関する基準を満たすために必要な数以上とする。

- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第65条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(平27条例24・一部改正)

(利用定員等)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第33条において同じ。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第177条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては同条に規定するユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第46条第6項において同じ。）の運営（同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(平27条例24・平28条例22・平30条例17・一部改正)

(管理者)

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事することができる。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者で規則で定める研修を修了しているものでなければならない。

(従業者及び管理者の雇用契約等の内容の確認)

第11条の2 第9条第1項の従業者及び前条の管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者との雇用契約等の内容を書面で確認できる者でなければならない。

(平27条例24・追加)

### 第3節 運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(内容及び手続の説明並びに契約の締結)

第12条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第31条に規定する運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者（第6条第1項又は第9条第1項の従業者をいう。以下同じ。）の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を規則で定める方法により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

3 前項に規定する承諾を得た指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から規則で定めるところにより前項に規定する規則で定める方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を当該方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第13条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者に対し、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の通常の事業の実施地域（指定地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所が通常時に指定地域密着型介護予防サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）でない等の理由により自ら適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(平27条例24・一部改正)

(受給資格の確認等)

第15条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を

求められた場合は、その者の提示する被保険者証により被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認し、及びその者の主治の医師の診断書等により当該者が認知症であることを確認するものとする。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の被保険者証に法第115条の13第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するように努めなければならない。

(平27条例24・一部改正)

(要支援認定の申請に係る援助)

第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第17条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者（介護予防支援事業を行う事業者をいう。以下同じ。）が開催するサービス担当者会議（保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第18条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第19条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の

開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。次条において「省令」という。）第85条の2各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けることができる旨の説明、介護予防支援事業者に関する情報の提供その他の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第20条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防サービス計画（省令第85条の2第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。

（介護予防サービス計画の変更の援助）

第21条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（サービスの提供の記録）

第22条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供したときは、当該指定介護予防認知症対応型通所介護の提供日及びその内容、当該指定介護予防認知症対応型通所介護について法第54条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第23条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型通所介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型通所介護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げ

る費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 指定介護予防認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定介護予防認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額を超える費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) おむつ代
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第3号に掲げる費用については、規則で定めるところによるものとする。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容並びに費用及びその内訳を記した文書を交付して説明を行い、文書により利用者の同意を得なければならない。

(平27条例24・一部改正)

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第24条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第25条 指定介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的

に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第26条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じて行う情報の収集その他の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行うものとする。
- (3) 指定介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (4) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然又は画一的にならないように、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。
- (5) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (6) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (7) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者の家族及び関係機関と連携を図り、必要に応じて利用者の成年後見制度の活用<sup>の</sup>支援に努めなければならない。
- (8) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者の口腔<sup>くわう</sup>の衛生の向上を図るための取組に努めなければならない。

(平27条例24・平30条例17・一部改正)

(指定介護予防認知症対応型通所介護計画の作成等)

第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者（第7条又は第11条に規定する管理者をいう。以下この条及び第30条において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画を作成するときは、利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援するために解決すべき課題の把握をした上で、その原案を作成しなければならない。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画を作成したときは、当該介護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 介護予防認知症対応型通所介護従業者は、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から当該介護予防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、1回以上、当該介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握を行うものとする。
- 7 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握の結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- 8 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画の作成（この項の規定による介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を含む。）後においても、当該介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行うものとする。
- 9 第1項から第7項までの規定は、前項に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

（利用者に関する市への通知）

第28条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定介護予防認知症対応型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第29条 介護予防認知症対応型通所介護従業者は、現に指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

（管理者の責務）

第30条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護

事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第31条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものに関する規程（第36条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(勤務体制の確保等)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定め、これを記録しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(平27条例24・一部改正)

(定員の遵守等)

第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項ただし書に規定する場合において利用定員を超えて指定介護予防認知症対応型通所介護を提供したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(平27条例24・一部改正)

(非常災害対策)

第34条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害への対応等について規則で定める事項を記載した計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、並びにそれらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の規定により作成した計画を定期的に見直すよう努めなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に備え食料、水、燃料、防災機材等の備蓄に努めなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、地域との連携の下非常災害時における役割を明確

にし、利用者等の安全確保に努めなければならない。

- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第35条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(掲示)

第36条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第37条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第38条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理等)

第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置等必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内

容等を記録しなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この条及び第58条において同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第41条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の開始に当たり、地域住民に対し、サービス提供の内容その他規則で定める事項について説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動と連携及び協力を行う等地域との交流を図らなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場

合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(平27条例24・平28条例22・一部改正)

(事故発生時の対応)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに当該事故について、市長、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に規則で定めるところにより連絡を行わなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録するとともに規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第1項の事故による損害のうち、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。

4 前3項の規定は、第8条第8項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により発生した事故について準用する。

(平27条例24・一部改正)

(会計の区分)

第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第44条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関し、規則で定める記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関し、規則で定める記録を整備しなければならない。

3 前2項に規定する記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第1項及び第2項に規定する記録を法第23条の規定により市が行う文書の提出若しくは提示の求め又は法第115条の17第1項の規定により市が行う帳簿書類の提出若しくは提示の命令若しくは帳簿書類の検査に遅滞なく応じることができる場所に保管しなければならない。

(平27条例24・一部改正)

### 第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護

#### 第1節 基本方針

第45条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅におい

て、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を、1にその利用者（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が3増すごとに1を加えた数以上及び訪問サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う介護予防小規模多機能型居宅介護（第7項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第5項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な

数以上とする。

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 4 第1項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち1人以上は、看護師又は准看護師でなければならない。
- 5 宿泊サービス（登録者を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護（第7項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の業務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等，指定居宅サービスの事業を行う事業所，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，指定地域密着型通所介護事業所，指定認知症対応型通所介護事業所，指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

- 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第190条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護従業者（指定地域密着型サービス基準条例第190条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- 9 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。
- 10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の業務に従事することができる。
- 11 前項の介護支援専門員は、規則で定める研修を修了している者でなければならない。
- 12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の規則で定める研修を修了している者（第60条第1項において「研修修了者」という。）を置くことができる。
- 13 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せ

て受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(平27条例24・平28条例38・平30条例17・一部改正)

(管理者)

第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の業務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定訪問介護の事業を行う者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定訪問看護の事業を行う者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができる。

2 前項本文及び指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項の規定にかかわらず、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）として認知症である者の介護に3年以上従事した経験を有する者であって、規則で定める研修を修了しているものでなければならない。

(平27条例24・平30条例17・一部改正)

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第48条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサ

ービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、規則で定める研修を修了しているものでなければならない。

(平27条例24・平30条例17・一部改正)

### 第3節 設備等に関する基準

(登録定員及び利用定員)

第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（登録者の数（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下同じ。）は、29人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とする。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に掲げる範囲内で定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）まで

(平27条例24・一部改正)

(設備)

第50条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、事務室及び便所を有するほか、スプリンクラー設備その他非常災害に対処するために必要な設備並びに指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の居間、食堂及び宿泊室に係る設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各

号に定めるところによる。

(1) 居間及び食堂 それぞれ機能を十分に発揮し得る適当な広さを有するものとし、その合計した面積（調理台、洗面器等が設置されている場合は、当該設置部分の面積を除く。）は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

(2) 宿泊室 次に定めるところによる。

ア 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上とすること。

ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

(3) 事務室 利用者に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行う場所（以下この条において「指定介護予防小規模多機能型居宅介護提供場所」という。）と明確に区画されていること。

(4) 便所 要支援者の使用に適したものとすること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保及び地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護提供場所について、利用者の円滑な移動に配慮しなければならない。

6 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護提供場所を2以上の階に分けて設ける場合は、1基以上エレベーターを設けなければならない。ただし、傾斜路の設置等により市長が利用者の移動に支障がないと認めるときは、この限りでない。

7 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第87条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(平27条例24・一部改正)

#### 第4節 運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(受給資格の確認等)

第50条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の被保険者証に法第115条の13第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するように努めなければならない。

(平27条例24・追加)

(心身の状況等の把握)

第51条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第46条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第57条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防サービス事業者等との連携)

第52条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護予防サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う訪問サービスに要する交通費の額

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 宿泊に要する費用

(5) おむつ代

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、規則で定めるところによるものとする。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容並びに費用及びその内訳を記した文書を交付して説明を行い、文書により利用者の同意を得なければならない。

(平27条例24・一部改正)

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第55条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。
- 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(平27条例24・一部改正)

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第56条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達その他の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、適切に行うものとする。
- (3) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護は、利用者の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (4) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然又は画一的にならないように、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。
- (5) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (6) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。
- (7) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守りの実施その他登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。
- (8) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の家族及び関係機関と連携を図り、必要に応じて利用者の成年後見制度の活用の支援に努めなければならない。
- (9) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の口腔の衛生の向上を図るための取組に努めなければならない。

(平27条例24・一部改正)

(指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成)

第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 介護支援専門員は、前項に規定する指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成に当たっては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条各号に掲げる具体的取扱方針及び同基準第31条各号に掲げる留意点に沿って行うものとする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第58条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、国民健康保険団体連合会に対し、指定介護予防サービス等の利用に係る計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

(利用者に対する指定介護予防サービス等の利用に係る計画等の書類の交付)

第59条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の指定介護予防サービス等の利用に係る計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成等)

第60条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（第46条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）に、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 介護支援専門員は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。

3 介護支援専門員は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画の原案を作成しなければならない。

4 介護支援専門員は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 介護支援専門員は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成したときは、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 介護支援専門員は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から

当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、1回以上、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。

7 介護支援専門員は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成（この項の規定による介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を含む。）後においても、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。

8 第1項から第6項までの規定は、前項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

9 介護支援専門員は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。

（介護の実施等）

第61条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における介護予防小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

（社会生活上の便宜の提供等）

第62条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（身体拘束等の禁止）

第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、

その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、利用者及びその家族に説明しなければならない。

(緊急時等の対応)

第64条 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡等必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第65条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものに関する規程を定めておかなければならない。

(定員の遵守等)

第66条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、通いサービス又は宿泊サービスについては、利用者の様態、希望等により特に必要があると認められる場合は、一時的にその利用定員を超えて提供を行うことができる。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、第1項ただし書又は前項に規定する場合において利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(平27条例24・一部改正)

(協力医療機関等)

第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておかなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(平30条例17・一部改正)

(調査への協力等)

第68条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、適切な指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われ

ているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

#### 第69条 削除

(平28条例22)

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第70条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第46条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(平27条例24・一部改正)

(記録の整備)

第71条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関し、規則で定める記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関し、規則で定める記録を整備しなければならない。

3 前2項に規定する記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。

4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、第1項及び第2項に規定する記録を法第23条の規定により市が行う文書の提出若しくは提示の求め又は法第115条の17第1項の規定により市が行う帳簿書類の提出若しくは提示の命令若しくは帳簿書類の検査に遅滞なく応じることができる場所に保管しなければならない。

(平27条例24・一部改正)

(準用)

第72条 第7条の2、第12条から第14条まで、第16条、第22条、第24条、第28条、第30条、第32条及び第34条から第43条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平27条例24・平28条例22・一部改正)

### 第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

#### 第1節 基本方針

第73条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活

機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(平27条例24・一部改正)

## 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、1に当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第77条において同じ。）の数が3増すごとに1を加えた数以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の介護従業者のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、指定地域密着型サービス基準条例第83条に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の業務に従事することができる。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させることが適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者（以下この条及び第83条において「計画作成担当者」という。）としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の業務に従事することができる。

6 計画作成担当者は、規則で定める研修を修了している者でなければならない。

- 7 計画作成担当者のうち1人以上は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができる。
- 8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。
- 9 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員、介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができる。
- 10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の業務に従事することができる。

- 2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に3年以上従事した経験を有する者で規則で定める研修を修了しているものでなければならない。

(平30条例17・一部改正)

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第76条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者で規則で定める研修を修了しているものでなければならない。

(平30条例17・一部改正)

### 第3節 設備に関する基準

第77条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数

は1又は2とする。ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

2 共同生活住居の入居定員（当該共同生活住居において同時に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第89条において同じ。）は、5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、事務室及び便所を有するほか、スプリンクラー設備その他非常災害に対処するために必要な設備及び利用者が日常生活を営む上で必要なその他の設備を設けるものとする。

3 前項の居室、居間、食堂、事務室及び便所に係る設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 居室 次に定めるところによる。

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 一の居室の床面積は、7.43平方メートル以上とすること。

(2) 居間及び食堂 それぞれ機能を十分に発揮し得る適当な広さを有するものとし、その合計した面積（調理台、洗面器等が設置されている場合は、当該設置部分の面積を除く。）は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、利用者の処遇に支障がないと認められるときは、同一の場所とすることができる。

(3) 事務室 利用者に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行う場所（以下この条において「指定介護予防認知症対応型共同生活介護提供場所」という。）と明確に区画されていること。

(4) 便所 要支援者の使用に適したものとすること。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保及び地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護提供場所について、利用者の円滑な移動に配慮しなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護提供場所を2以上の階に分けて設ける場合は、1基以上エレベーターを設けなければならない。ただし、傾斜路の設置等により市長が利用者の移動に支障がないと認めるときは、この限りでない。

7 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第113条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第

1 項から第4 項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(平27条例24・一部改正)

#### 第4 節 運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(入退居)

第78条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がないものに提供するものとする。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、その指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に入居した者に係る前項の診断書等を保存しなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者に対し、入院治療を要する者であること等の理由により自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

7 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(平27条例24・一部改正)

(サービスの提供の記録)

第79条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者を支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除

して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 理美容代

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容並びに費用及びその内訳を記した文書を交付して説明を行い、文書により利用者の同意を得なければならない。

(平27条例24・一部改正)

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第81条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針)

第82条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達その他の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。
- (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護においては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援が行われなければならない。
- (4) 共同生活住居における介護従業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- (5) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の家族及び関係機関と連携を図り、必要に応じて利用者の成年後見制度の活用の支援に努めなければならない。
- (6) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の口腔の衛生の向上を図るための取組に努めなければならない。

(平27条例24・一部改正)

(介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成等)

第83条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。
- 3 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するときは、利用者の日常生活全般の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画の原案を作成しなければならない。
- 4 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成したときは、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成（この項の規定による介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を含む。）後においても、他の介護従業者及び利用者が介

介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定介護予防サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供の開始時から当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、1回以上、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。

7 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。

8 第1項から第6項までの規定は、前項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

(介護の実施等)

第84条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

3 共同生活住居における利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第85条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第85条の2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、利用者及びその家族に説明しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その

結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(平30条例17・追加)

(管理者による管理)

第86条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(平27条例24・一部改正)

(運営規程)

第87条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものに関する規程を定めておかなければならない。

(勤務体制の確保等)

第88条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、共同生活住居ごとに、従業者の勤務の体制を定め、これを記録しなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(平27条例24・一部改正)

(定員の遵守等)

第89条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項ただし書に規定する場合において入居定員又は居室の定員を超えて入居させたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(平27条例24・一部改正)

(協力医療機関等)

第90条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておかなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊

急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(平30条例17・一部改正)

(介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第91条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、要支援被保険者に当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(記録の整備)

第92条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関し、規則で定める記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関し、規則で定める記録を整備しなければならない。

3 前2項に規定する記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、第1項及び第2項に規定する記録を法第23条の規定により市が行う文書の提出若しくは提示の求め又は法第115条の17第1項の規定により市が行う帳簿書類の提出若しくは提示の命令若しくは帳簿書類の検査に遅滞なく応じることができる場所に保管しなければならない。

(平27条例24・一部改正)

(準用)

第93条 第7条の2、第12条、第13条、第16条、第24条、第28条、第30条、第34条から第38条まで、第40条、第41条第1項から第5項まで、第42条、第43条、第50条の2、第64条及び第68条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平27条例24・平28条例22・平30条例17・一部改正)

## 第5章 雑則

(市の区域外の事業所に係る基準の特例)

第94条 市の区域外に所在する指定地域密着型介護予防サービス事業所（当該指定地域密着型介護予防サービス事業所の所在する市町村の長から指定を受けたものに限る。）について指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請があった場合における当該指定に係る地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、第2章から前章までの規定にかかわらず、当該指定地域密着型介護予防サービス事業所の

所在する市町村の条例の定めるところによるものとする。

(委任)

第95条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号。以下「平成18年改正令」という。）附則第3条の規定により指定介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第7条第2項及び第11条第2項の規定の適用については、これらの規定中「者で規則で定める研修を修了しているもの」とあるのは、「者」とする。

3 平成18年改正令附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の施行の際現に2を超える共同生活住居を有していたものは、当分の間、第77条第1項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。

4 この条例の施行の日前に市長から法第54条の2第1項の指定を受けている指定地域密着型介護予防サービス事業者については、第12条第1項（第72条及び第93条において準用する場合を含む。）、第31条、第65条、第67条、第87条及び第90条の規定は、平成25年9月30日までの間は、適用しない。

5 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者で、同法附則第1条第6号に定める日の前日までに同項ただし書の規定による申出を行ったものが同号に定める日から第46条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第50条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

(平28条例22・追加)

付 則（平成27年3月24日条例第24号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から改正後の第8条第8項に規定するサービスを提供している指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に関する同項の適用については、同項中「提供する」とあるのは「既に提供している」と、「その開始前に」とあるのは「速やかに」とする。

- 3 施行日前に完結した記録の保存期間については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第77条第3項第2号及び第6項の規定は、施行日以後に指定を受ける指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所について適用し、施行日前に指定を受けた指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に関する居間及び食堂並びにエレベーターに係る設備の基準については、なお従前の例による。

付 則（平成28年3月29日条例第22号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年6月30日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年3月27日条例第17号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。